

事務連絡  
令和2年3月31日

各都道府県担当課長 殿  
各指定市担当課長 殿

国土交通省道路局路政課 企画専門官

### 道路の路線の廃止に伴う不用物件の管理期間の取扱いについて

標記に関し、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日付け地方分権改革推進本部決定）に基づく「平成30年地方分権改革に関する提案募集」において、機能・形態を失った道路における不用物件の管理期間の取扱いの柔軟化についての提案がなされました。

これを受け、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）においては、「不用物件の管理期間については、路線廃止後の円滑な土地利用に資するよう、管理期間の運用に係る解釈を明確化し、地方公共団体に通知する」こととされています。

これを踏まえ、今般、不用物件の管理期間の取扱いについて下記のとおり周知するので、ご留意のほど、よろしくお願いいたします。

なお、都道府県におかれては、併せて管内道路管理者に周知をお願いいたします。

### 記

#### 1 不用物件の管理期間の取扱いについて

供用されている地方公共団体の管理する都道府県道又は市町村道のうち、すでに機能・形態を失ったものについて、路線の廃止又は変更を行う場合には、下記のいずれにも該当する場合に限り、路線の廃止又は変更に先立って、道路の供用を廃止し、不用物件の管理期間を経過することとしても差し支えない。

<路線の廃止又は変更に先立って道路の供用を廃止するための条件>

- (1) 当該供用を廃止する道路について、他の道路として利用する見込みがないこと
- (2) 当該供用を廃止する道路について、周辺住民等の関係者にすでに十分な説明が尽くされていること
- (3) 当該供用を廃止する道路の敷地全体について、道路管理者である地方公共団体が所有権を有していること

また、仮に、路線の廃止に係る道路法第十条第三項により当該道路の道路管理者である地方公共団体の議会の議決が得られなかった場合は、当該道路を供用すべきとい

う議会の意思表示がなされたものと考えられることから、改めて速やかに当該道路の供用を開始する必要がある。このため、仮に議会の議決がなされる以前に不用物件の管理期間が経過したとしても、議会の議決があるまでは、速やかに当該道路の供用の開始が行えるよう、払い下げ等の処分を行わないこと。

## 2 機能・形態を失った道路について速やかに廃止すべきことについて

「平成30年地方分権改革に関する提案募集」における提案によれば、一部の地方公共団体においては、すでに機能・形態を失ったにもかかわらず、道路の廃止がなされないまま存置されている道路が存在することとされている。

道路の廃止は、周辺住民等の関係者の調整と時間を要するものの、このような道路の管理は、道路法第42条の規定に照らしても極めて不適切であり、道路管理者として管理瑕疵責任を負うこととなるおそれがあるほか、もはや道路としての機能を果たさない以上、土地の有効活用の観点からも望ましくないものである。

そのため、各道路管理者におかれては、上記のような「機能・形態を失った道路」について、速やかに廃止すべきであること。